

平成 24 年 6 月 5 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課

## 化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価 候補物質及び案件についての意見公募要領

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害防止のため、リスク評価を実施し、この結果を踏まえて健康障害防止措置の導入を行っておりますが、効果的なリスク評価の実施、リスク評価手順の透明化等の観点から、リスク評価を実施すべき化学物質及び案件（※）について意見を募集することとしています。

リスク評価候補物質及び案件について御提案がありましたら、平成 24 年 6 月 日（必着）までに、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールのアドレス）を明記の上、郵便、ファクス又は電子メールにより、下記までお寄せ下さい。

なお、御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールのアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等における照会・確認のためにのみ利用します。

リスク評価候補物質及び案件の御提案にあたっては、資料②「リスク評価対象物質及び案件の募集について」をご確認ください。

御提出いただいた御意見につきましては、厚生労働省の検討会（「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」）において検討させていただくこととなります。御提出いただいた御意見については、必ずしも全てがリスク評価の対象物質及び案件になるわけではなく、有害性等のリスク評価の優先度、実行可能性を踏まえて、選定させていただくこととなります。

なお、意見書の提出は、日本語でお願いします。御提出いただいた御意見については、氏名又は名称も含めて公表させていただく場合がありますので、匿名又は御意見も含めた全体について非公表を希望される場合は、御意見提出時にその旨を付記願います。

また、御提出いただいた意見等の検討結果等については、ホームページ上に公表いたしますが、個々の御意見に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

※ 案件とは、物質名が特定できないようなケースを想定したもので、例えば、混合・蒸留作業での硫化水素を発生させるような作業のことを指します。

御意見の提出方法

(1) 電子メールによる場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送またはファクスの場合

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室リスク評価班  
郵便：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
ファックス：03-3502-1598

照会先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室リスク評価班  
TEL：03-5253-1111（代表）（内線：5511）

※ 電話による御意見の提出はできませんので、あらかじめご了承ください。

別紙様式

## 意見書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課化学物質評価室 あて

郵便番号：〒            —

住所：

氏名（注1）：

電話番号：

電子メールアドレス：

「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価候補物質・案件についての意見募集」に関して意見を提出します。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合には、下欄に別紙に記載する旨を明記した上で、意見を記載した別紙を添付してください。（注2））

（リスク評価候補物質・案件）

（リスク評価が必要と考える理由）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載してください。